

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和8年 7月 2日

福島県議会

1 日時

令和8年 7月 2日（木曜）

午前 10時58分 開会

午後 2時 5分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長 江 花 圭 司

副委員長 石 井 信 夫

委 員 古 市 三 久

委 員 鈴 木 智

委 員 荒 秀 一

委 員 高 宮 光 敏

委 員 大 橋 沙 織

委 員 真 山 祐 一

委 員 鳥 居 作 弥

委 員 猪 俣 明 伸

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

江花圭司委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

江花圭司委員長

異議ないと認め、鈴木智委員、古市三久委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第29号のうち本委員会所管分

及び議員提出議案第153号である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

江花圭司委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより企画調整部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課小檜山主査が欠席のため、本日、伊藤副主査である。

政務調査課青山主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上は新任者自己紹介、その他の職員は政策監より紹介）

江花圭司委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第29号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

（別紙「6月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明）

江花圭司委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

（別紙「6月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明）

江花圭司委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

（別紙「6月県議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説明）

江花圭司委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

(別紙「6月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明)

江花圭司委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

江花圭司委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江花圭司委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

復興公営住宅の石倉団地について、集会所の建物の一部に事業者が入っているため、団地住民が集会所として実際に使用できる面積が非常に狭くなっており、30人も入ればいっぱい状況である。団地住民が100人以上いる中で、自治会の総会も対面では開けないと聞いた。住民自治やコミュニティー形成の観点から団地住民同士の交流などができる場所がやはり必要だと思うが、この件についてどう考えているか。

避難者生活支援課長

復興公営住宅の入居者からの意見や要望については、コミュニティー形成支援のために配置している交流員や交流の場などを通じて聞いており、入居者の意向を十分に考慮した上で、市町村社会福祉協議会や関係部局等と連携しながら対応しているところである。

石倉団地は入居率の問題などいろいろあるが、引き続き入居率向上に向けて広報

活動を積極的に行うとともに、委員指摘の件についても話をよく聞いて対応していきたい。

大橋沙織委員

関係機関との連携は引き続き必要になってくると思うので、その中で県としての役割をぜひ発揮願う。

次に、営業損害に係る追加賠償についてである。シイタケ原木の追加賠償をめぐり、国は県森連（福島県森林組合連合会）が東京電力の考え方に一定の理解を示しているとする東京電力の説明をうのみにし、事実と異なる資料を作成していたとの新聞報道があった。我々も県森連から話を聞いてきたが、最初の賠償では被害が10年間は続くとの想定の下、営業損害ではなく財物賠償により、10年程度の被害相当額として賠償が行われた。しかし、既に原発事故から10年以上が経過し、県森連は追加賠償が必要との立場であるものの、いまだ追加賠償はなされていない。県はシイタケ原木の賠償について、現状をどのように把握しているか。

原子力損害対策課長

東京電力と県森連との間で協議が行われていたことは承知しており、損害が続いている中で協議が進められていたものと認識している。東京電力は今後、県森連と協議し適切に対応していくと述べているため、この動きをしっかりと見ていく。あわせて、県ではこれまでも東京電力に対し、事業者の状況をよく聞き取り、個別事情をきちんと踏まえて対応するよう求めてきたが、シイタケ原木に限らずまだまだ課題が残されている本県の実情を十分に踏まえ、事業者や被害者の状況をしっかりと聞き取って対応するよう引き続き求めていきたい。

大橋沙織委員

やはり損害がある限りきちんと賠償を求めるということだと思うが、シイタケ原木に限らず、商工業や農業の分野でも東京電力は非常に渋い対応だと聞いている。商工業や農業等に対する賠償がどのように進んでいるか、県として状況を把握していれば説明願う。

原子力損害対策課長

それぞれ逸失利益の賠償が終わった後に相当年数分の一括賠償がなされ、その後は個別の被害状況を確認した上で賠償が行われていると認識している。個別の団体等との交渉であるため、それぞれの賠償の状況を細かく把握しているわけではない。

が、そういった考え方で賠償が進められているとの理解である。県としての対応は先ほどの繰り返しとなるが、まずは被害者や事業者の実情をよく聞き取り十分に把握した上で対応するよう引き続き求めていく。

大橋沙織委員

個別対応との説明だが、事業者や生産者は精いっぱい東京電力に伝えているものの、やはり東京電力の姿勢はどうしても賠償を渋っているように見えてしまう。私も農業団体の政府、東京電力交渉に参加したが、実情を訴え続け、国会でも繰り返し求めてもらい、ようやく県北地域の凍み餅農家の追加賠償が認められることになっても、その後実際に賠償されるまで、1年程度要した。様々な状況確認や資料収集などに時間がかかったのだと思うが、やはり事業者や生産者の個別対応だと相当の時間がかかってしまい、どうしても諦めざるを得ない気持ちになってしまう。だからこそ損対協（福島県原子力損害対策協議会）の全体会議が必要である。シイタケ原木の話もそうだが、東京電力が県民や事業者、生産者の意向をどこまで真摯に汲んでいるかについては今も疑問があり、集団できちんと東京電力に求めることが必要だが、それは損対協の全体会議だからこそできると思う。このタイミングで改めて全体会議を開催すべきと思うが、考えを聞く。

原子力損害対策課長

これまで福島県原子力損害対策協議会では、関係団体等から実情や要望を聞きながら、協議会の要望内容に反映させてきた。一律賠償の考え方が示されている中、それぞれが抱える個別事情という部分が問題になってきているかと思うが、引き続き意見を聴いて要望につなげるなど、関係団体と連携しながら適切に協議会活動を行っていきたい。

古市三久委員

部長説明の中で、人口減少対策の取組を強く求めてきたとあったが、これはどういう内容か。

復興・総合計画課長

人口減少対策に関して国に要望したものであり、今般の人口減少は大変厳しいものであるため、人口減少対策における司令塔機能の発揮や地方創生推進のための予算確保のほか、各種支援の充実等を求めたものである。

古市三久委員

予算の要求は分かるが、それ以外に具体的にどのようなことを求めたのか。

復興・総合計画課長

国が昨年11月に立ち上げた人口戦略本部において、人口減少対策を総合的に推進するための司令塔機能を強力に発揮することに加え、税財源の偏在や予算も含め、総合的な対策を求めた。

古市三久委員

人口減少については、出生数が少ないという要因と、本県からの転出者が多いという要因がある。出生数が少ないことは国の政策にも関わると思うが、本県からの女性転出者が多いことは、県がより具体的に政策を考えていかなければ解決しない。国に求めるのも大事だが、やはり本県としてどのようにしていくのかという考えが必要である。

人口減少は全国的な課題であり、限られたパイを全国各地で取り合っている状況だが、転出者が多いのは本県に魅力がなく、賃金水準等も含めて他県に劣る部分が非常にたくさんあるからだと思う。女性が転出するのは、女性が住みにくい県だということである。したがって、そうした要因をどう解消していくのか根本から考えなければ全く解決しない問題であり、解決できなければ人口減少は止まらない。その辺りの政策をきちんと立てていく必要があると思うが、考えがあれば聞く。

企画調整部長

人口減少対策の全体的な考え方を述べる。本県の人口減少における最大の要因は自然減であり、昨年度の死亡者数は約2万7,000人で出生数は約8,000人と、自然減だけで約1万9,000人である。また、社会減でも約7,000～8,000人の転出超過となっている。目の前の自然減については、高齢社会の中で死亡者数を急激に減らすことは残念ながら難しい。そのため、やはり結婚を希望する人が結婚でき、子供を産みたい人が子供を産める社会をつくり、自然減を減らしていくことがまず1つである。

もう1つは、委員指摘のとおり進学や就職で首都圏に出る人たちがいる一方、本県への転入者もたくさんいる。本県を出ていくのも自由なのでやむを得ないことではあるが、本県に戻ってくる人や移住者もいるので、ここを増やす努力はすぐに行える。このことに一生懸命取り組めば何とか結果を出せると考えており、自然減と社会減の現状を踏まえつつ、まずはいかに転入者を増やして社会減を少なくするか

に取り組んでいるところである。自然減を少しでも減らしながら、転入者をさらに増やしていくため、どこにどういったアプローチをすればよいか、全体の数字を見ながら考えていきたい。

古市三久委員

本県は他県と比べて死亡者数が多いのか。高齢社会なので死亡者数が多いのは当然だが、1万9,000人の自然減が他県と比べて多いのであれば、そこに何の問題があるのかも含めて考えていかなければならない。意見として述べておく。

次に、原子力損害対策担当理事の冒頭の説明で、追加賠償の対象者約148万人のうち9割超が支払手続を完了しているとの説明があったが、約1割の10万人程度が完了していないわけである。この数はどのように把握しているのか。

原子力損害対策課長

過去に賠償を受けた人や東京電力が所在を把握した人を基に、東京電力において対象者を約148万人と想定し、そのうち約9割の支払いが完了したということである。未了者については住所を把握できている人と把握できていない人がいるため、把握できている人には東京電力からアプローチし、例えば高齢者には臨時窓口を開設するなどして賠償請求の機会をできるだけ設けたり、場合によっては請求支援を行ったりしていると聞いている。

古市三久委員

東京電力が把握している数を説明要旨に書いたとの理解でよいか。

原子力損害対策課長

委員指摘のとおり、東京電力で把握している数を基にして県も把握している。

古市三久委員

追加賠償の請求受付が始まってから相当年数がたつ中で、これだけ未了者がいるのは、東京電力が悪いのか、賠償請求しない県民が悪いのか、県の認識を聞く。

原子力損害対策課長

賠償の未請求者には、所在が把握できている人と、例えば転出等により所在が把握できていない人もいる。また、亡くなった人もいるほか、相続問題の発生により請求が難しい人もいる。さらに、自分のタイミングで請求したいという人もいると聞いている。加えて、高齢者等で請求窓口に行くことや請求手続自体が難しい人もいるため、東京電力にはそうした人たちに対する個別の丁寧な対応を要請しており、

請求機会の提供や未請求者の解消に努めている。

古市三久委員

高齢で請求できない人たちのサポートについて、東京電力ではどのように考えているのか。何もしなくてよいという考えなのか。県での対応はなかなか難しいと思うが、何らかの対策をしなければ未請求のまま今後に残ることになってしまうことから、県の考えを聞く。

原子力損害対策課長

所在が分からない人に対しては、丁寧かつ幅広く周知することで、追加賠償があることを引き続き周知していく。高齢者など、所在が分かっているものの請求が難しい人については、東京電力では所在地付近での臨時窓口の開設や、必要に応じて請求書作成の手伝いなどの請求支援に努めている。

古市三久委員

約10万人の未請求者の賠償額は、総額でどのくらいなのか。

原子力損害対策課長

総額を示すのは難しいと思っている。

猪俣明伸委員

統計データについて、県民手帳が今年度で廃止されるため、来年度から県民が統計データにアクセスできる方法がなくなると思うが、この件に関してどう考えているか。

統計課長

県民手帳は今年度に発行する2027年版で発行を終えるが、県民手帳に掲載している各種統計データは、いずれも当課のホームページで公表しているものであり、来年度以降もホームページ上で確認可能である。また、インターネット環境がない人については、当課に問合せがあれば回答している。さらに、当課では人口減少対策事業の中で、オープンデータカタログとして、二次利用可能な形でのデータ公開サイトを構築中である。現在公開している統計データはPDF形式のものもありデータの活用が難しかったため、より県民が利用しやすい形で統計データを提供するものである。

猪俣明伸委員

ホームページで確認できるというが、欲しい情報をホームページで探すのが非常

に困難だった。このため、データブックのようなものをつくって誰もが分かりやすいデータ開示をしていかなければ、例えば県が行う政策がきちんとデータに基づいているのか、何を根拠にしているのかなど、県民が判断できない。データブックの作成についてはどう考えているか。

統計課長

委員指摘のデータブックは、先ほど説明したオープンデータカタログが該当すると思う。県民が利用しやすい形でデータ提供できる仕組みとして、今年度中の構築に向けて整備を進めている。

真山祐一委員

冒頭の部長説明で人口減少について触れていたが、直近の国勢調査結果を見ても大変厳しい数字が出ている。先ほど部長から人口減少対策の基本的な考え方が述べられたが、受け入れなければならない現実でもある。その中で、将来の本県の地域経済がどうなるのか気になっており、改めてふくしま創生総合戦略及び福島県人口ビジョンを見返しているのだが、将来的に就業者数は54万人程度になり、県民所得は約2.5兆円から約1.6兆円に減少すると記載されている。本県のいわゆるGDPについても推計があれば聞く。

復興・総合計画課長

県のGDPについては手元に持ち合わせていない。

真山祐一委員

冒頭の部長説明では地域産業成長プランを今月中に策定するとも述べていたが、将来的に就業人口が減少するなど経済力が変化する状況にあって、本県はどういう産業構造で食べていくのかを描かなければならないのではないかと。将来の姿を確定的に示すことができないのは承知しているが、本県が目指す産業構造の方向性を地域産業成長プランときちんと連動させてつくり上げていくべきと思う。その点について考えはあるか。

次長（情報統計担当）

本県の将来の姿を分析する上で、まずしっかりと足元の経済状況を把握することは当然、とても大切だと考えている。部長の説明にもあったが、今年は経済センサスー活動調査を実施し、全ての事業所や企業の動向を把握する年次に当たっている。まずはこうした調査をしっかりと行った上で、データに基づく政策が立案できるよ

う、必要な情報を関係各課と共有し協力しながら取り組んでいきたい。

真山祐一委員

当然、そうしたプランは全庁横断的に作り上げなければいけないものである。どこも人手不足の中で、誰が新たな投資をするかについても大きな課題だと思う。それらを含め、将来の人口減少は致し方ないが、当該プランには本県が戦っていく産業構造のビジョンをしっかりと明示してほしい。要望とする。

次に、移住、定住について、先ほど部長からもすぐにできる対策だと答弁があり、過去最多の移住者数になったとの成果も紹介されたが、さらなる加速化を図る意味で聞く。今は移住者の働き口支援にも取り組んでいると思うが、その前段階として、いわゆる就労支援も行っているのか。

ふくしまぐらし推進課長

県では東京都内にふくしまぐらし相談センターを設置し、移住相談員のほか、商工労働部の協力により就労支援を行う相談員も配置している。また、福島くらし&しごとフェアという県内市町村が参加する大相談会を実施しており、今年度は10月18日に開催する。東京の相談窓口によると、移住、定住において悩みとなるのは、やはり住まいと仕事だという。そのため、今年度は仕事に関する相談にも十分に対応できるよう、民間企業の出展を募ったり転職支援の業者を新たに加えるなどして実施したいと考えている。

真山祐一委員

先日の福島民友新聞に双葉郡へ移住した人の記事が載っていたが、ITスキルを身につけて生計を立てられるようになったことがきっかけで移住したという。一方、会津大学ではITキャリアアップ塾という講座を毎年展開していて、非常に人気が高く大体定員が埋まるのだが、例えばこういう取組と連携して移住、定住を推進できないか、さらに全県に波及できないかという問題意識を持っている。今すぐどうこうではないが、ぜひそういった視点も取り入れて、移住、定住施策の一層の加速化を図るよう要望する。

鳥居作弥委員

冒頭、文化スポーツ局長からアクアマリンふくしまについて「県政150周年を記念して子ども無料DAYを実施予定」との説明があった。私はそもそも子供の入館料は無料にすべきと思っており、今回の無料DAYについても、どうしても大人の

入館料は高いので、大人も無料になればもっとよかったと感じている。今回の無料措置の決め方について聞くが、様々なシミュレーションなどを通じて無料にできる線を見極めて設定したのか。それとも何となく子供は無料にしたほうがよいとの考えか。

生涯学習課長

今年は県政150周年に当たりアクアマリンふくしまと相談して実施を決めたが、当然ながら1人当たりの入館料やショップ等の売上げ等の検討と併せて全体の影響額なども検討し、その結果、今年度は8月21日に子供のみ無料にすることとしたものである。

鳥居作弥委員

8月21日は県民の日ということで、様々な施設の利用料などが無料や割引になる日であり、以前はアクアマリンふくしまでも無料化か何らかの優遇措置があった気がするが、改めて聞く。

生涯学習課長

確かに以前はアクアマリンふくしまでも8月21日に無料にしていたが、現在では当該措置は取りやめている。

鳥居作弥委員

そのときは大人も含めて無料化したのか。取りやめた理由も併せて説明願う。

生涯学習課長

平成20年度くらいまでだと思うが、当時は大人も含めて全員無料としていた。ただ、やはり相当の来館者があったことで、入り口やエスカレーター、トイレ、レストランなどがかなり混雑したほか、施設内も汚れるなどサービスが著しく低下したことから、取りやめになったと聞いている。

江花圭司委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 0時58分 開議)

江花圭司委員長

再開する。

この際、先ほどの答弁に関し、統計課長及び復興・総合計画課長より発言を求められているので、これを許す。

統計課長

午前の質疑において県のGDPに関する質問があったが、それに当たるものとして、当課では県民経済計算というものを毎年公表している。直近では令和5年度の県民経済計算を7年12月に公表しており、実質県内総生産は8兆3,225億円となっている。

復興・総合計画課長

県内総生産については、将来にわたる推計は行っていない。また、真山委員から指摘のあった将来の産業構造については、現在策定を進めている地域産業成長プランにおいて、第二次産業のうち本県の強みである成長産業5分野、すなわち医療機器分野、航空宇宙分野、ロボット・ドローン分野、エネルギー・環境・リサイクル分野、輸送用機械分野の産業集積を進めるとともに、地域経済を支える農林水産業や観光業等の成長を促し、地域資源の付加価値向上を進めることとしている。

江花圭司委員長

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問はあるか。

鳥居作弥委員

午前の質問の続きだが、以前はアクアマリンふくしまでも8月21日は年齢等に関係なく入場無料としていたが、それをやめた理由は、無料化すると多くの来館者により混雑して本当に大変だったため、今回は子供のみに限定して無料化したとの理解である。今回の子ども無料DAYをしっかりと精査、評価し、例えば来年の8月21日も同様または類似の取組を行う考えはあるか。

生涯学習課長

子ども無料DAYの来年度の開催については、検討はしているが、まだ具体的な結論には至っていない。

鳥居作弥委員

子ども無料DAYで多数の入館者が押し寄せれば、またいろいろな考え方やパターンを当然検討しなければならないが、少しでも入館者の負担を軽減し、多くの人に来てもらえる仕組みづくりを切に願う。

子ども無料DAYなどの優待措置を行うときは、やはり全体的なバランスが絶対に大事になる。本県では、外国人留学生はアクアマリンふくしまに無料で入場できると思うが、例えば留学生が日本の大学で知り合った日本人学生とアクアマリンふくしまや県立美術館、いわき市の美術館などに行くと、留学生は無料で、日本人学生はその都度有料で入場することになり、これもまた不平等であるため、やはり全体的なバランスを見ながら調整することが必要だと思う。今後、優待措置を検討する際には、例えば国際課や教育委員会等と連携し、全体的なバランスを担保しながら進めてほしいと思うが、その辺りの考えがあれば聞く。

生涯学習課長

委員の指摘も踏まえ、次に無料化する際には全体的なバランスや公平性にも配慮しながら検討していきたい。

鳥居作弥委員

ぜひよろしく願う。今はSNSの時代であり、先ほど例示した留学生と日本人学生のようなケースが変な形で伝えられると大変なことになるので、早急に国際課などと協議しながら、誰が見ても平等な形の料金体制としてほしい。要望とする。

荒秀一委員

冒頭、避難地域復興局長から、令和7年度における避難地域12市町村への移住者数は975人となり、過去最高を記録した旨の説明があり、努力の成果と評価している。一方、その前段では「住民の帰還に向けた取組を基軸としながらも」とも述べており、当然、住民の帰還は極めて大事な部分である。そこでまず、避難地域における現在の帰還状況を聞く。

避難地域復興課長

県では避難地域における帰還者数をまとめた資料を持っておらず、帰還者や移住者等を含めた該当市町村の居住人口や居住率などを把握している。ただ、傾向としては、避難指示解除が遅かった大熊町や双葉町、富岡町では移住者の割合が高く、具体的な数値を把握しているわけではないが、約6割が移住者等ではないかと言われている。

荒秀一委員

帰還の推進は、県として最も上位にあるべき非常に大事な課題だと思う。それにもかかわらず、県が把握している数値は全然なく、各市町村の整理次第ということか。

避難地域復興課長

市町村によっては把握しているかもしれないが、県では帰還者数を把握していない。

荒秀一委員

県として帰還者数を把握していると思い質問したが、一方で令和7年度における移住者数は975人とのことである。これまでの移住者の総数を把握していれば聞く。

避難地域復興課長

令和元年度から集計しており、合計で2,965世帯、4,040人となっている。

荒秀一委員

ふくしま12市町村移住支援センターの取組などが功を奏して移住者が増えているのだと思うが、福島イノベーション・コースト構想等により浜通りの復興を目指している中、これまで住んでいた人たちにも、労働力や知力など様々な形で貢献してもらうのが肝要ではないかとの思いを強くしている。ふるさとのために、復興に向かって一緒に働いてもらえるよう、そうした人たちに呼びかけるのが我々や県の役割だと思うが、局長の考えを聞く。

避難地域復興局長

委員の指摘は非常に大事なことだと考えている。避難地域の復興に向けて、避難を余儀なくされた住民もこの地域に力を貸してくれる移住者も本当に大事にしなければならぬと考えている。

いずれにしても、この地域に仕事をつくっていかなければ、転入しても生活できず、生活インフラについても市町村と連携して整備していく必要がある。これは原子力災害であるため、今後も引き続き、その財源をしっかりと国に求めていきたい。

荒秀一委員

局長の答弁に尽きると思う。先ほどの地域産業成長プランに関する成長産業5分野等の説明や本会議での知事答弁を聞いたときにも思ったが、新たな方向性に力強く向かっていくために皆の力を借りることができるよう、もともとの住民にも積極

的に呼びかけてほしいと思うので、よろしく願う。

次に、冒頭、文化スポーツ局長から大ゴッホ展について説明があった。私も観覧したが、本当に感動した。約26万人が来場したとのことであり、私も多くの人から絶賛の声を聞いており、当局の大変な努力に感謝する。本会議では第2期開催に関する答弁もあり、ホームページにも既に開催時期などが掲載されているようだが、まず今回の振り返りとして、学生や団体等を対象とした様々な企画もあった中で、来場者の内訳を聞く。

文化振興課長

今回は県内の子供たちに本物のゴッホ作品を見てもらいたいとの考えから観覧料の無償化を実施し、県内から約2万5,000人の子供たちに来てもらうことができた。来場者26万8,000人の内訳は、性別では女性が約6割、男性が約4割であり、エリア別では県内が約半数、宮城県が約2割、山形県が1割弱ということで、この3県で約8割である。

荒秀一委員

今回の計画も発表され、コンクールなど県内全域で開催する様々な催しの案内ももらっている。今回とはまた違った面もあると思うが、その辺りの詳細を聞く。

文化振興課長

第2期は来年6月19日～9月24日の3ヶ月余りを予定しており、開幕まで1年を切り、夏季の開催でもあるので、夏季対策も含めてしっかりと準備していきたいと思っている。また、運営準備はもとより、第1期で高まった機運を持続させるため、ゴッホの絵画コンクールを今年も開催する。昨年は高校生までを対象として600件弱と想定以上の応募があったが、今年はさらに大学生まで対象を拡大する。また、ゴッホの講演会は昨年4回開催したが、回数を増やし、県内一円で実施したいと考えている。加えて、県内全体の収入につなげるため、昨年は県内の美術館や博物館を巡るスタンプラリーを130か所で実施したが、今年は150か所に拡大したいと考えている。こうした取組を様々な関係団体と連携して進めていきたい。

古市三久委員

午前の真山委員の質問に関連するが、近年は企業撤退が相次ぎ、最近では日産自動車のいわき工場で早期退職者を募るなど産業構造が変化している。県は昭和40年に県勢振興計画を策定し、東日本大震災が発生した平成23年には小名浜港と臨海地

域を一体的に発展させる計画が出てきたが、その後も社会情勢は変化している。現在の総合計画は令和3年度に策定されたが、改めて各地域の振興政策を見直す必要があると考えている。

昨日の一般質問では小名浜臨海地域の企業誘致についても質問したが、今はかなりイノベーションが進んでいるため、昔のように中核企業の誘致だけでは地域振興につながっていかない。したがって、小名浜地区も含め、時代に合った振興政策にしていかなければ人口減少にますます拍車がかかると思うが、考えがあれば聞く。

復興・総合計画課長

各地域の人口減少対策については、地域の実情に精通した各地方振興局が主体となり、人口減少対策加速化事業を実施している。当該事業はその地域ならではの魅力や強み、可能性を最大限に引き出し、市町村をはじめ地域の企業や団体等から意見を聞きながら、より効果的かつ大胆に対策を進めるものであり、こうした事業に取り組むことで地域振興を図っていく。

古市三久委員

その事業にはどのくらいの予算をつけているのか。

復興・総合計画課長

今年度の当初予算では、各地域に2,000万円ずつ計上している。

古市三久委員

その事業では具体的にどのような取組を行っているのか。

復興・総合計画課長

人口減少対策に特化した事業であり、若者や女性の意見を聞きながら、地域の仕事づくりや地域の魅力を高める取組などを行っている。例えばいわき地方振興局では、若者や女性に地元企業の魅力を発見してもらう事業や女性が働きやすい職場づくりの事業に計2,000万円の予算で取り組んでいる。

古市三久委員

現状に鑑みそうした取組も必要だと思うが、いわき市全体あるいは県全体の産業をどうしていくのかというビジョンが必要である。福島イノベーション・コースト構想にも関わるが、例えばF-R-E-I（福島国際研究教育機構）で取り組んでいる様々な研究の成果を将来、各地域にどう波及させていくのかなども含め、やはり総合的な政策をつくる必要があると思う。その辺りを県の内部あるいは有識者を交え

てしっかりと議論すべきと思うが、どうか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島イノベーション・コースト構想を進める立場から答弁する。福島イノベーション・コースト構想は浜通りの産業を回復させるための国家プロジェクトではあるが、その成果を県内全体に波及させることも重要と考えている。これまで400件を超える企業誘致や5,000人の雇用創出といった成果があるが、これを浜通りはもとより、中通りや会津地方の企業との連携事例をつくっていくのも大事であり、実際に県内企業のマッチング支援などを通じて連携事例が生まれてきている。

当課の事業としては、今年度は浜通り以外の県内企業にイノベ地域（浜通り地域等15市町村）に実際に来てもらい、最先端の取組を体験するとともに、進出企業との関わりをつくる活動などを企画している。加えて、福島イノベーション・コースト構想を進めるに当たり、年に1回、イノベ分科会という会議を開催しており、今年度は5月末に開催したところである。当該分科会には関係15市町村の首長のほか有識者として民間企業からも参加し、浜通りや県内全域へのイノベーションの波及等も含めて意見をもらっている。そうした意見を通じ、今後とも福島イノベーション・コースト構想をしっかりと推進していきたい。

古市三久委員

それも1つの方法なのでしっかりと取り組んでほしいが、浜通りには小名浜港があり、小名浜港をどう活用して小名浜地区を活性化させていくかも考えていかなければならないと思う。現在の小名浜地区は昔のような工業地帯の姿ではなく、企業が撤退してかなり空洞化している。そういう状況も含め、小名浜港とリンクした産業の在り方について検討しなければならないと思うが、その辺りはどうか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

先ほど述べた5月のイノベ分科会にはいわき市の副市長も参加したが、副市長からは企業の撤退や操業停止など小名浜地区の厳しい状況のほか、福島イノベーション・コースト構想の重点6分野での施策の活用を検討したいとの話を受けている。例えば6分野のロボット・ドローンは、製造業などにも非常に裾野が広いので、進出企業とのサプライチェーンで地元企業がつながれるよう、引き続きマッチング支援等に取り組んでいきたい。

古市三久委員

答弁のとおり、小名浜地区や相双地方を含めた浜通りの発展に向けて取り組んでほしい。また、そうした取組あるいは計画が県民に分かりやすく伝わるよう進めるべきと思うので、その点もよろしく願う。

次に、東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う避難者数について、避難地域12市町村が示している数と県が把握している数に違いがある。県は当該市町村で集計している避難者数には全く関与しない立場なのか。

避難者生活支援課長

まず、県内避難者数について、通常、災害による避難者数は災害救助法に基づき集計するが、東日本大震災は未曾有の災害であったため、災害救助法の考え方に加え、親戚や知人宅に避難し、いずれは元の居住地に戻る意思がある避難者も計上している。一方、避難地域12市町村では住民との関係性も考慮し、避難先で自宅を再建した人なども含めて幅広く集計するなど、それぞれの観点に基づき集計しているため異なる数値となっている。

次に、県外避難者数については、前例のない災害である東日本大震災と原発事故に伴う広域避難に対応するため、国が整備した全国避難者情報システムへの登録情報により把握することが制度化されている。ただ、県外避難者についてもやはり、それぞれの観点で集計した数値を公表している市町村もあるため、統一した方法で把握することはなかなか難しいと考えている。

古市三久委員

簡単に言うと、集計基準の統一は難しいから情報システムへの登録情報だけで集計しているということだと思う。しかし、県民は避難を余儀なくされたわけだから、そういうことでよいのかという問題がある。帰還の意思がない人のことは皆見ていないわけだが、本当にしっかりと帰還の意思を確認し、その数をきちんと調査して把握しているのか。

避難者生活支援課長

各市町村の集計方法の違いにかかわらず、都道府県、支援団体、避難元市町村、避難先市町村と連携を図っており、避難を余儀なくされた人たちが必要とする支援を受けられるよう取り組んでいる。

古市三久委員

これには様々な問題がある。人口統計にも関係するし、避難者には高速道路の無

料措置など様々な特権があるわけである。そうした特権を受けている人の中には避難者として数えられていない人もいるのではないか。いずれにしても原発事故等で本県から避難したわけだから、どこまで正確かは別としても、県は避難元自治体と同程度の数値で避難者数を把握するのが基本的責務であり、それができないなら県としての役割を果たしていないと思う。避難者の生命や財産を守ることも県の役割なのだから、帰還の意思やその他の条件で除外するのはまずい。大変だと思うが、市町村と協議して避難者数をきちんと把握し、県はその避難者に対してしっかりと対応していくべきである。市町村には人口を減らしたくない意図もあるのかもしれないが、帰ってきてくれるならよいが、避難先で新しい生活基盤ができている人は恐らく帰ってこないと思う。それがよいかどうかは分からないが、いずれにしても避難者数はきちんと把握すべきである。その辺りはどう考えているのか。

避難者生活支援課長

繰り返しになるが、県では、県内避難者数については災害救助法の考え方に基づき、県外避難者数については国で取りまとめている全国避難者情報システムの数値に基づき対応している。

古市三久委員

全国避難者情報システムは東日本大震災を受けて運用が始まったと思うが、当初から当該システムに問題があることは指摘されており、そのとおりになったわけである。したがって、全国避難者情報システムはやはり見直すべきである。システム上、登録した人が避難者となり、登録しなければ避難者でないことになるが、避難者は避難者である。そういう問題をきちんと国に伝え、今後同様の災害が起きても同じ問題が生じないよう、きちんとしたシステムをつくるよう国に要望すべきだと思うが、どうか。

避難者生活支援課長

全国避難者情報システムは避難者が自分で登録する仕組みになっており、委員指摘のとおり、登録しなければ避難者として集計されず、自らの意思で登録しない人もいるため、そこは難しい部分もある。また、居住地が変わった場合には再度登録が必要となるが、全国に避難者を支援する拠点があるので、我々もそういった拠点を通じて避難者に登録を促しており、まずはそこで漏れのないよう取り組んでいきたい。

古市三久委員

中には登録したくない人もいると思うが、もともとシステムに問題があるわけだから、避難者全員をうまく把握できる仕組みに直すことも考えるべきである。本県に戻ったからもう避難者ではないと思っている人もいるし、避難生活はいつ終わるかも分からないが、その時まで県はきちんと避難者数を把握していなければならない。100%の正確性もあり得ないだろうから、2,000～3,000人程度の多少の差があってもやむなしだが、今は県と市町村の認識に2～3万人の違いがある。そうした差がこれからも出てくることになったらまずいと思うので、ぜひ指摘したことを検討願いたい。要望としておく。

次に、浪江町津島地区の問題について、避難者は除染によりふるさとをきれいにして返すよう裁判を起こしているが、これは真つ当な要求だと思う。この件について県は浪江町を通じていろいろ関わってきたと思うが、津島地区の避難者の声や要望をどのように聞いてきたのか。

避難地域復興課長

町や国が行う住民説明会等の機会に住民の意見を聞いてきたほか、町の意向等も十分に踏まえながら取組を進めてきた。津島地区では現在、特定帰還居住区域が設定されて除染等を進めているところであり、今後も帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、引き続き国が最後まで責任を持って対応するよう求めている。

古市三久委員

原発事故当時、3月15日に北西方向に放射性物質が飛散したことで今の被害になっていると思うが、同じ方向には飯舘村もある。今の飯舘村は津島地区と全く状況が違うが、なぜか。飯舘村からはそうした要望があって早く対応され、津島地区からは要望がなかったために15年間も何もなされてこなかったということなのか。

避難地域復興課長

県としては、各町村の意向等を踏まえながら、必要な対応を国に求めてきたところである。

古市三久委員

そのように求めてきたのだと思うが、なぜその違いが出ているのか。国が悪いのか。

避難地域復興課長

各町村の状況や地域的な事情のほか、何を優先的に取り組むかという考え方もあるので、そうした意向等を十分に聞きながら、それぞれの課題に対して最後まで国が責任を持って取り組むよう求めてきた。

古市三久委員

今の答弁は、飯舘村からは要望があったから国に求めて対応してもらったが、津島地区については浪江町から要望がなかったから対応されていないという理解でよいのか。

避難地域復興課長

要望がなかったということではなく、町でも当然要望しているので、その辺も含めて県では様々な意向を聞きながら進めてきた。

古市三久委員

意向を聞いて進めてきたと言うが、実際に違いがあるわけである。それは何が違ったのか。国の考え方の違いなのか。それとも町がそうした取組をしてこなかったということなのか。一方、同じような所でも飯舘村では除染をはじめあれだけ取組を実施し、それなりに生活できるようになっているが、津島地区では98%が除染されていない。確かに飯舘村に比べれば、津島地区は人口密度も低いし面積も広いので、恐らく除染するのも大変だと思う。しかし、原発事故で受けた被害は同じなのだから、同等に扱ってきちんと対応すべきである。そこは国が対応しなかったと理解してよいのか。

避難地域復興課長

地域的な事情や条件などが様々異なる中で進めてきたと思うが、国が対応しなかったということではなく、それぞれの課題があるため、そういった課題を整理しながら進めてきたということだと思う。ただ、それぞれの状況は様々ではあるものの、それらの課題を解決するため、国も最後まで責任を持って取り組むと言っているの、そのことを県としてこれまで強く求めてきたところである。

古市三久委員

国はそういうことだが、県はどうだったのか。県は要するに、地元がそう言っているからそれに任せるしかないというスタンスで来たのか。それが今の結果になったということなのか。

避難地域復興課長

繰り返しになるが、県では各町村やその住民の声を踏まえながら必要な対策をし
つかりと行うよう、これまでも国に対して求めてきた。

古市三久委員

それでは、15年がたち、津島地区を今後何年くらいかけて除染し、どのように元
に戻すかということを県は考えているのか。

避難地域復興課長

まずは帰還意向のある住民が1日も早く帰還できるよう、国において特定帰還居
住区域を設定して除染を進めているところであり、国としては2020年代をかけて、
帰還を希望する人が全員帰還できるよう取り組んでいる。特定帰還居住区域以外の
エリアについては様々な課題があるが、そういった課題を早期に解決しながら今後
の方針等を早急に示すよう国に求めている。

古市三久委員

福島復興再生基本方針が昨年12月に改定され私も読んだが、特定帰還居住区域は
特定帰還居住区域復興再生計画の認定を受けて設定される。この特定帰還居住区域
復興再生計画はこれから策定するのか。あるいは津島地区に設定する考えはあるの
か。

避難地域復興課長

特定帰還居住区域は帰還希望者の住宅を中心としてエリアを定めるが、浪江町の
特定帰還居住区域復興再生計画も既に認定されており、現在除染が進められてい
るところである。

古市三久委員

津島地区はどうか。

避難地域復興課長

津島地区についても帰還希望者の住宅周辺は特定帰還居住区域に設定されている。
浪江町として認定されている面積は9.4km²であり、津島地区も含め、浪江町全体の
4%が認定されている。

古市三久委員

津島地区で今、住民が居住する場所があるが、その地域と理解してよいか。

避難地域復興課長

津島地区には特定帰還居住区域の前に認定された特定復興再生拠点区域もあり、

当該区域は既に除染等も終了し避難指示が解除されている。それ以外の部分で特定帰還居住区域が認定され、2020年代をかけて住民が帰還できるよう国において除染等が進められている。

古市三久委員

津島地区での最初の除染は地区内の2%だったと思うが、今度は町全体の4%のうち津島地区では2%だから、津島地区全体で4%しか除染されないのだと思う。残りの2%は帰還の意向を受けて設定したということは、津島地区への帰還希望者がいない限り、国は除染しないということなのか。

避難地域復興課長

国では現在、帰還希望者の住宅周辺を特定帰還居住区域に設定し、2020年代をかけて帰還できるよう除染を進めている。帰還を希望しない避難者の土地家屋等については除染も含めて様々な課題があるためそれらを整理しているところであり、現時点で方針が示されていない状況である。

古市三久委員

あまりにも膨大な面積だから簡単にいかないことは分かるが、津島地区の住民は10年以上にわたり、ふるさとを返せと裁判で闘っているわけである。やはり県は除染の方向性などについて浪江町や国ときちんと話し合うべきであり、それが県の役割だと思う。原子力災害からの福島復興再生協議会などもあるが、こうした協議会もそのためにあるのではないか。国に責任があるのはそのとおりであり、法律上は国と市町村の役割に対して県の役割は大して規定されていないのだが、それでは県は広域自治体として何をするのかという話になる。したがって、やはり県が間に入り、津島地区の住民の要望を国に届け、そして国に計画をつくるよう求めていかなければならない。津島地区を元に戻すのは簡単な話ではないので、当該計画は5年間や10年間の計画期間になると思う。一方で、除染の仕方も土を取らなくてよい方法など様々開発されているため、その分野の専門家も交えて取り組んでいかなければならない。津島地区をきれいにすることは、福島県をきれいにすることである。福島県をこのままにしておくことは、県としてもまずいのではないか。福島県をきれいにする意味においても、津島地区の除染をきちんと考えていくべきである。10年や200年たてば、除染をしなくても放射性物質は減衰するが、それでは津島地区の住民は納得しない。県はきちんと納得される方向性を国や地元自治体と相談し

て示すべきである。訴訟においては裁判所が和解勧告を出し、原告側は和解案を提示したところであり、その動きとは別にやはり県はきちんと取り組んでいくべきと思うが、局長の考えを聞く。

避難地域復興局長

県としては、やはり住民に一番近い市町村の考えを大事にしたいと考えている。その上で、帰還困難区域の避難指示が全て解除されるよう、国が最後まで責任を果たすことを強く求めている。

古市三久委員

それはそのとおりだが、つまり、それをいつまでにやるかが問題になるわけであり、1日も早く実現できるよう、県がきちんと取り組むべきだと思う。原発事故から既に15年がたち、裁判で争っている津島地区の住民は高齢になってきているため、当該住民に対して県はきちんと安心を届けられるようにすべきである。そのためには国と市町村としっかり相談し、津島地区の住民とも直接話をしなければならない。そして、15年、20年先になるか分からないが、この問題を解決し、元の福島県に戻せるよう取り組むべきと思うので、改めて局長の決意を聞く。

避難地域復興局長

まさに住民に身近な市町村、住民の意向を直接聞いている市町村と連携し、しっかりと取組を進めていきたい。

古市三久委員

局長の決意のとおり、この問題を解決できる仕組みをぜひしっかりとつくってほしい。要望とする。

鳥居作弥委員

先ほどの荒委員の質問に関連するが、私も大ゴッホ展を見に行き、本県開催の前の神戸開催も観覧し、様々なデータも見せてもらったのだが、会場へのアクセスなどの条件を考えると、やはり26万8,000人という来場者数は本当にすばらしいと改めて思う。福島開催では最も混んでいるであろうゴールデンウィークに行ったのだが、まず薄暗い部屋に通されて5分、10分と待った後に入館を案内され、本当にストレスなく一つ一つの絵をゆっくりと見ることができた。神戸開催は恐らく50万人くらいの来場者があったと思うが、ぎゅうぎゅう詰めで何の絵を見ているのか分からない状況だったのではないかと推測している。そういった意味でも、本当にすば

らしい段取りだったと思うが、今回のようにストレスなく拝観できる1日当たりの上限数の想定はあったのか。

文化振興課長

大ゴッホ展はおかげさまで大盛況であり、1日当たりの平均来場者は約3,500人、ゴールデンウィークには来場者が5,500人を超える日もあった。当然、安全はもとより絵画の保全も重要であるため、時間帯にもよるが、30分で300人程度の枠を設定して対応した。自分も神戸開催に加え現在開催中の上野にも行ったが、福島開催のよさとして、ほかの会場より面積が広くゆっくり鑑賞できる環境があったため、第2期開催に向けては、そういった福島開催のよさもしっかりとPRしていきたい。

鳥居作弥委員

今回の評価をしっかりと次につなげるよう願う。また、ある程度長期間の展覧会では、一般的に開催直後や終盤にはそれなりの集客があるものの、中盤では中だるみする傾向があるので、そういった傾向なども分析しながら多くの人に見てもらえる仕組みづくりを併せて願う。

大橋沙織委員

先ほど古市委員が質問した浪江町津島地区の除染に関連して聞く。津島地区に限らず帰還困難区域の除染については、先ほど指摘があったとおり、住民が帰還するのなら除染を行うという立てつけになっている。一方、他地域は帰還するかどうかにかかわらず除染されたわけだが、帰還困難区域に限って違う扱いとなっていることについて、そもそも県はどう認識しているのか。

避難地域復興課長

帰還困難区域については、例えば森林除染をどうするのかなど様々な課題が数多く残されている。国では、まずは帰還希望者が1日も早く帰還できるよう特定帰還居住区域を設定して除染を進めているが、残された土地や家屋等の扱いについては国の方針がまだ示されておらず、そういった方針を示すこともやはり大事だと思っているので、県としてはその点も含めて国が最後まで責任を持ち、避難指示解除に向けて取り組むよう求めている。

大橋沙織委員

安心して帰れるようにということで森林除染の話もあったが、森林除染は他地域でも行っていない。しかし、安心して帰るために自宅周辺だけ除染すればよいのか

と言うと、それは違うと思う。そもそも避難指示解除の要件となる線量についても年間20mSv、毎時に換算すると3.8 μ Svであり、避難指示がなかった地域で示された毎時0.23 μ Svと異なる。そういうダブルスタンダードがある中、帰りたい人が帰れるようにすることはもちろん大事だと思うが、きちんとした除染なしでの避難指示解除はあり得ない。本会議の答弁でも、帰還困難区域全ての避難指示解除に国が最後まで責任を持って取り組むよう求めていくと述べているが、避難指示解除に当たっては点の除染ではなく、他の地域と同様な生活圏の面的除染をきちん行うことが大前提であり、それが帰還困難区域の住民の要望でもあるので、やはり県はその立場に立つべきである。原発事故では全部が汚染され、面で汚された帰還困難区域を点の除染だけで済ませるのは不十分だと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興課長

特定帰還居住区域の除染は自宅だけでなく、周辺の道路や農地のほか、仮に自宅に隣接する森林があればその一部も含めて地図上に落とし込み、日常生活を営む上で必要なエリアを設定して除染を行っている。

大橋沙織委員

自宅とその周辺を少し除染するということだが、山林を除いた話になるものの、他地域では全域を除染したわけである。帰りたい人にどうぞと言うときに、自宅の周辺は除染したから安心だというのは、やはり考え方が違うと思う。安心できる環境というのは、原発事故によって汚染された場所に対してどう責任を取るかということであり、帰還困難区域の除染は国が行っているが、やはり県は避難者、被災者、県民の立場に立って、在るべき除染の姿を国に求めてほしい。我々も津島地区の住民と懇談したが、除染のことは繰り返し要望を受けた。先ほど特定帰還居住区域や特定復興再生拠点区域の話もあったが、津島地区ではその両方を合わせても全体面積の7.5%であり、残り92.5%は除染の計画がないとも聞いた。そういうほとんど除染されていない場所に、あなたの自宅の周辺は除染したから帰れると言われても、果たして心情的に安心できるのか。そこに尽きるわけであり、県には避難者、被災者、県民の立場で頑張ってもらいたいと思うので、再度聞く。

避難地域復興課長

繰り返しになって申し訳ないが、県としては残された土地や家屋も含め、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、国が最後まで責任を持って取り組むよう引き

続き求めていく考えである。

江花圭司委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江花圭司委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午後 2時 3分 休憩)

(午後 2時 4分 開議)

江花圭司委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案1件を議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

江花圭司委員長

議員提出議案第153号について各委員の意見を聞く。

高宮光敏委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

真山雄一委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員長

議員提出議案第153号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江花圭司委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

なお、採決は7月7日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明7月3日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は生活環境部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時 5分 散会)